

運動施設利用時における 本人確認できない場合の対応について

日頃より目白台運動公園をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023/8/1(火)より施設利用受付時、下記書類のご提示をお願いしております。

【施設利用受付時に必要な書類】

○個人利用…利用者カード＋本人確認書類

○団体利用…利用者カード＋代表者または構成員の方の本人確認書類

※本人確認書類がコピーの場合、顔写真付きの証明書ではない限り受け付けることができません。

※保険証等、写真の無い本人確認書類は「本紙をご提示」ください。

◆本人確認書類として認めるものは、以下のとおりです。

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、学生証、健康保険証等

・利用受付時に登録者ご本人様(団体利用の場合は構成員を含む)のご本人確認ができない場合、施設側で記録・確認をさせていただきます。

・本人確認ができない利用が計5回に達した時点で、1か月間下記の対応(ペナルティ適用)させていただきます。内容については以下の通りです。

【ペナルティの内容等】

- 期間中は運動施設の新規申込を行うことができません。(予約システムへのログインは可能です。)
- 期間前に申し込んでいた抽選申込(当選発表前のもの)は全て取消となります。
- テニスコートの確認回数(5回)は、目白台運動公園テニスコート、竹早テニスコートで別々でカウントいたします。

【ペナルティ適用の具体例】

- ①8/25 に本人確認のできない誤った利用をしてしまい、累計 5 回に達した。
- ②8/25 から 9/24 までの 1 か月間、運動施設の「新規申込が不可」となる。
※予約システムへのログインは可能です。 ※既に取得している予約は取消にはなりません。
- ③8/20 から申し込んでいた 11 月分の抽選申込については、全て取消。
- ④9/25 の午前 9 時から「新規申込が可」となり、通常どおり予約可能となる。(復帰は当該期間最終日の翌日午前 9 時から)

※頻繁に本人確認ができない利用者様については、別途、登録情報の確認をさせていただく場合がございます。

※悪質な利用(なりすまし利用など)が発覚した場合は、登録状況を確認のうえ、今後のご利用をお断りさせていただく場合がございます。

※運動施設の利用原則について、改めてご確認をお願いいたします※

□個人利用:登録済みの利用者ご本人が利用されること。

□団体利用:登録時の提出名簿に記載のある構成員の方々を利用されること。

【問い合わせ先】 文京区みどり公園課 担当 :TEL 03-5803-1252

目白台運動公園パークアップ共同体:TEL 03-3941-6153